保険・年金フォーカス

EUと米国の間の再保険規制を巡る交渉はどうなったのか
ーカバード・アグリーメントをついに締結へー

取締役　保険研究部　研究理事
年金総合リサーチセンター長　　中村　亮一
TEL:　(03)3512-1777　　E-mail : nryoichi@nli-research.co.jp

1―はじめに

「EUと米国の対話プロジェクト（EU-US Dialogue Project）」及びそこで協議されていた「カバード・アグリーメント（Covered Agreement）」の採択を巡る動きについては、保険年金フォーカス「EU と米国の間の再保険規制を巡る交渉の状況はどうなっているのかーカバード・アグリーメントを巡る状況ー」（2016.12.26）（以下、「前回のレポート」という）で報告した。

その中で、交渉の当事者である欧州委員会（EC）や米国財務省（FIO）及び米国通商代表部（USTR）、さらにはEIOPA（欧州保険年金監督局）や欧米の保険業界は、カバード・アグリーメントの締結に前向きであるが　NAIC（全米保険監督官会議）が慎重な姿勢を表明している、ことを報告した。

こうした状況下で、「トランプ氏が大統領に就任した場合、カバード・アグリーメントが合意に達する可能性が低くなると懸念されており、FIO と USTR は、トランプ政権が誕生する前に、カバード・アグリーメントを迅速に処理しようとしている。」と報告した。

実際に、今回トランプ氏の大統領就任日1月20日の1週間前の2017年1月13日に、EUと米国の間のカバード・アグリーメントが締結された、という声明が公表された。

今回のレポートでは、このカバード・アグリーメントの内容及びこれに対する関係団体等からの反応について報告する。

2―カバード・アグリーメントとは

1｜カバード・アグリーメントとは

カバード・アグリーメントとは、「米国と 1 つ以上の外国政府、当局または規制主体との間で締結され、州の保険または再保険規制の下で達成される保護レベルと『実質的に同等』である保険または再保険の消費者のための保護レベルを達成する保険または再保険の事業に関する健全性措置の認識に関連する、保険または再保険の事業に関する保守的措置に関する、書面による二国間または多国間の合意」として、ドッド・フランク法（Dodd-Frank Act）の Title V に定義された特殊なタイプの国際

| Copyright ©2017 NLI Research Institute All rights reserved

的合意である。

今回の EU と米国の間で締結されたカバード・アグリーメントにより、米国で活動する EU の再保険会社の担保要件が排除され、米国の再保険規制をソルベンシーⅡと同等のものとして認識することで、EU で活動する米国の再保険会社に課せられる障壁が取り除かれることになる。

2｜カバード・アグリーメントの意味合い

カバード・アグリーメントの概念は、米国の財務省及び USTR の独自のスタンドバイ権限として、必要に応じて、米国の州の保険法または規制が米国以外の保険会社を米国の保険会社とは異なる方法で扱う領域に対処するために、含まれた。

カバード・アグリーメントは、特定の状況下では州法の優先権の基礎となる可能性があるが、その契約が、州法に基づく消費者に与えられた保護と実質的に同等の措置に関連する場合に限られる。

3｜カバード・アグリーメントのプロセス

カバード･アグリーメントは、FIO と USTR の共同で、外国当局と交渉される。このような合意は、州法に基づくものと実質的に同等の消費者保護を提供しなければならない。実質的に同等であるためには、合意の成果は州の法律や規制に含まれる消費者保護と少なくとも同等のレベルの消費者保護を提供しなければならない。さらに、交渉を開始する前、交渉中、対象となる協定に入る前に、財務省と USTR は、下院金融サービス委員会、下院歳入委員会、上院銀行住宅都市委員会、上院財政委員会と共同で協議しなければならない。カバード・アグリーメントは、FIO と USTR が合同で提案されたカバード･アグリーメントを上記の委員会に提出するときにのみ発効する。法律で規定されている 90 日の延長期間がある。

州の保険措置は、FIO 局長が以下の事項を決定した場合にのみ、取って代わられることができる。1）その措置が、その州に、本拠を置き、認可を受け、事業を行うことを認められた米国の保険会社よりも、カバード･アグリーメントに従う外国の管轄地域に本拠を置く米国以外の保険会社に対して、有利でない取扱いを導く。 2）その措置が、カバード・アグリーメントと矛盾している。 FIO は、優先権を使用するために、ドッド・フランク法に規定されている手順に従わなければならない。

3―今回のカバード･アグリーメントの締結に関する共同声明及びその概要

1｜EC、FIO、USTR による共同声明[1]

欧州委員会（EC）や米国財務省（FIO）及び米国通商代表部（USTR）は、今回のカバード・アグリーメントの締結に関して、以下の共同声明を公表している。

米国と EU の保険及び再保険措置に関する 2 国間合意に対する交渉に関する共同声明

2017 年 1 月 13 日
ワシントン

[1] https://www.treasury.gov/press-center/press-releases/Pages/jl0706.aspx

| Copyright ©2017 NLI Research Institute All rights reserved

米国と EU の代表者は、継続的な保険の消費者保護を確実にし、米国と EU 両国で営業している保険会社と再保険会社の規制の確実性を高める合意に向けた交渉の成功を発表することを喜ばしく思う。これらの交渉は、米国のドッド・フランク法の意味での「カバード・アグリーメント」であり、EU の欧州連合機能に関する条約第 218 条に基づく合意という書面による合意をもたらした。

本合意は、健全性保険監督の 3 つの分野、すなわち（1）再保険、（2）グループの監督、（3）監督者間の保険情報の交換、をカバーしている。

再保険に関しては、消費者保護が強化され、EU 及び米国の市場で事業を展開する EU 及び米国の再保険会社に対する担保及び現地のプレゼンス要件の廃止につながる。

この合意のおかげで、他の市場で活動している米国と EU の保険会社は、自国の管轄地域の監督者による世界的な健全性保険グループの監督のみの対象となる。米国にとって、これにより、米国の保険グループの監督に関する米国の監督当局の優位性が保持される。EU にとって、これにより、EU の保険グループの監督に関する EU の優位性が保持される。自国の管轄地域の外の世界的なグループ監督の行使の制限には、ソルベンシーと資本、報告、ガバナンスに関する事項の制限が含まれる。それにもかかわらず、監督者は、その監督領域における保険契約者の利益や金融の安定性を損なう可能性のある世界的な活動についての情報を要求し入手する資格を保持している。

また、米国と EU の保険監督当局は、米国及び EU 市場で活動する保険会社及び再保険会社に関する監督情報を引き続き交換することを奨励している。このような情報交換を支援するため、本合意には、モデル覚書の規定が含まれている。

この合意の最終的な法的文書[2]は、ドッド・フランク法に従って、2017 年 1 月 13 日に米国議会に提出された。 EU は、本合意に署名し正式に締結するために、欧州理事会と欧州議会の関与及び欧州連合の機能に関する条約に関連する必要な措置に従う。米国と EU の交渉者は、合意が米国と EU の相互利益において調和しており、米国と EU の保険消費者、両市場で活動する米国と EU の保険会社と再保険会社にとって有意義な利益をもたらすと確信している。

2 | 今回のカバード・アグリーメントの概要

今回のカバード・アグリーメントは、健全性保険監督の 3 つの分野、（1）再保険、（2）グループの監督、（3）監督者間の保険情報の交換、をカバーしている。

「（1）再保険」に関しては、消費者保護が強化され、EU 及び米国の市場で事業を展開する EU 及び米国の再保険会社に対する担保及び現地のプレゼンス要件の廃止につながることになる。

「（2）グループの監督」に関しては、米国と EU の保険会社は、自国の管轄地域の監督者による世界的な健全性保険グループの監督のみの対象となり、米国及び EU のそれぞれの監督当局の自国の監督の優位性が保持されることになる。ただし、各監督者は、その監督領域における保険契約者の利益

[2] 以下で入手が可能
https://www.treasury.gov/initiatives/fio/Documents/Final%20Covered%20Agreement%20Letters%20to%20Congress%20Full%20Text.pdf

Copyright ©2017 NLI Research Institute All rights reserved

や金融の安定性を損なう可能性のある世界的な活動についての情報を要求し入手する資格は保持する。

「(3) 監督者間の保険情報の交換」に関しては、米国と EU の保険監督当局は、米国及び EU 市場で活動する保険会社及び再保険会社に関する監督情報を引き続き交換することを奨励し、このような情報交換を支援するためのモデル覚書の規定を含めている。

3 | 今後のプロセス

米国では、ドッド・フランク法に従って、2017 年 1 月 13 日に議会に提出され、協議にかけられる。特段の問題が無ければ、90 日後に発効することになる。

一方で、EU においても、本合意に署名し正式に締結するために、欧州理事会と欧州議会の関与及び欧州連合の機能に関する条約に関連する必要な措置に従うことになる。

(参考 1) 米国財務省のプレス・リリース[3]

米国財務省は、今回のカバード・アグリーメントの締結に関して、以下のプレス・リリースを行っている。

この中で、Jacob J.Lew 財務長官は「カバード・アグリーメントは、米国の保険消費者の保護を強化し、米国の保険会社と再保険会社の機会を増やす。米国と EU 双方の利益を最大限に享受する協定を締結したことを歓迎する。」と述べている。

財務省、USTR が欧州連合との契約を首尾よく締結

2017 年 1 月 13 日

ワシントン

米財務省と米国貿易代表部（USTR）は本日、欧州連合（EU）との合意に向けた交渉の成功を発表した。ドッド・フランク・ウォールス街改革・消費者保護法の Title V の下で、財務長官は、連邦保険局（FIO）と USTR を通じて、1 つ以上の外国政府、当局または規制機関と、共同でカバード・アグリーメントを交渉する権限が与えられている。

カバード・アグリーメントとは、米国と 1 つ以上の外国政府、当局または規制当局との間での、保険又は再保険に関する健全性措置に関しての合意である。財務省は、FIO の 2013 年報告書である「米国における保険規制システムの現代化と改善の方法」において、公に、カバード・アグリーメントを要求した。

財務長官の Jacob J. Lew 氏は「カバード・アグリーメントは、米国の保険消費者の保護を強化し、米国の保険会社と再保険会社の機会を増やす。」「米国と EU 双方の利益を最大限に享受する協定を締結したことを歓迎する。」と述べた。

「米国と EU は、米国の保険会社と再保険会社の不確実性を解決するこの合意を締結することができたことを喜ばしく思う。この合意は、米国及び EU の消費者に対する高い保護基準を引き続き確保

[3] https://www.treasury.gov/press-center/press-releases/Pages/jl0705.aspx

 Copyright ©2017 NLI Research Institute All rights reserved

しながら、米国の保険会社及び再保険会社が EU で事業を行う機会を提供する。」と語った。

ドッド・フランク法は、カバード・アグリーメントに関して、財務省と USTR が共同で、下院金融サービス委員会、下院歳入委員会、上院銀行住宅都市委員会、上院財政委員会に相談を諮ることを要求している 。

財務省と USTR は本日、4 つの委員会のそれぞれに、カバード・アグリーメント交渉が完了したことを伝えるレターを送った。

（参考２）米国財務省と USTR から米国議会委員会宛のレター[2]

Jacob J.Lew 財務長官と Michael B.G.Froman 米国通商代表から、下院金融サービス委員会、下院歳入委員会、上院銀行住宅都市委員会、上院財政委員会の４つの議会の委員長に宛てられたレターは、以下のとおりである。

米国を代理して欧州連合（EU）との協定を交渉していることを伝えるために書いている。カバード・アグリーメントは、米国の保険監督制度を確認し、保険消費者を保護し、米国の保険会社及び再保険会社に有意義な利益をもたらす。 カバード・アグリーメントは、監督当局間のグループ監督、再保険及び情報交換の 3 つの健全性保険監督の分野について取り扱っている。

31 U.S.C. §314（合衆国法典第 31 巻第 314 条）に従って、連邦保険局（FIO）の 2010 年法は、財務長官（米国財務省）と米国貿易代表部（USTR）が共同で、1 つ以上の外国政府、当局、規制当局とのカバード・アグリーメントを交渉することを認めている。カバード・アグリーメントは、「保険または再保険事業に関する健全性措置に関する書面による二国間または多国間の合意」である。

財務省と USTR は、2015 年 11 月 20 日、FIO と USTR が EU との共同交渉を開始することを議会に通知した。これらの交渉は 2016 年 2 月に始まり、2017 年 1 月に締結された。EU と米国は、カバード・アグリーメントの付属文書が米国と EU の間で交渉される最終的な法的文書であることに書面で合意した。

従って、我々は交渉を締結し、2010 年の FIO 法の規定に従って、合意の最終的な法的文書を提供していることをお知らせすることを嬉しく思っている。

4―交渉当事者以外の監督当局の反応

1 ｜EIOPA（欧州保険年金監督局）

EIOPA は、以下の声明を公表して、今回の保険及び再保険措置に関する EU-U.S カバード・アグリーメントを歓迎する、としている。

EIOPA は、保険及び再保険措置に関する EU-U.S カバード・アグリーメントを歓迎する。

フランクフルト、2017 年 1 月 13 日

欧州保険年金監督局（EIOPA）は、 欧州委員会及び米国財務省が今日発表した保険及び再保険措

Copyright ©2017 NLI Research Institute All rights reserved

置に関する EU-U.S カバード・アグリーメントを歓迎する。カバード・アグリーメントには、再保険、グループ監督及び監督者間の情報交換の 3 つの健全性保険監督が含まれている。

Gabriel Bernardino EIOPA 会長は、「本合意は、欧州連合（EU）と米国の保険監督当局が監督協力を強化し、消費者利益のために大西洋の両側で活動する（再）保険会社の規制の確実性と機会を高める上でのさらなる一歩を示している。EIOPA は EU-U.S 保険プロジェクトの作業を通じて、米国当局との強力な協力を継続する。

２｜NAIC（全米保険監督官会議）

これに対して、カバード・アグリーメントの締結に慎重な意見を示していた NAIC は、以下の声明をリリースして、引き続き批判的なスタンスを表明している。

その中で、NAIC 会長の Ted Nickel 氏は、「私たちは、1 年以上の秘密会議の後、現行政権が終わろうとしている時に、最終的に、米国と EU の間で合意されたカバード・アグリーメントが何を意味するのかの詳細を目の当たりにしている、ことに失望している。」と述べ、さらに「消費者保護が州法の優先権の侵害によって妥協されないように、協定の徹底的な見直しを調整しており、我々は議会に対して、同じことをすることを奨励している。最大の懸念は、米国企業に対する外国の規制を強制するバックドア（内密の方法）としてこの合意を使用する可能性があることである。」と述べている。

NAIC は、「合意が、法律上の対象となる契約の臨界値を満たしているかどうか、米国の消費者及び企業にどのように潜在的な影響を与える可能性があるのかを判断する上において、メンバーを支援する。」としている。

NAIC は財務省と EU の取引に反応

ワシントン DC（2017 年 1 月 13 日）

全米保険監督官協会（NAIC）の州の保険監督官及び検事が、米連邦政府と EU（欧州連合）の間の合意をレビューしている。このレビューでは、消費者が保護されたままであり、米国の会社が外国の保険会社と比較して競争上不利な立場に置かれていないことを確実にするよう求める。

「私たちは、1 年以上の秘密会議の後、現行政権が終わろうとしている時に、最終的に、米国と EU の間で合意されたカバード・アグリーメントが何を意味するのかの詳細を目の当たりにしている、ことに失望している。」と NAIC の会長で、ウィスコンシン州保険コミッショナーの Ted Nickel 氏は述べた。「殆どの州規制当局がこのプロセスに参加することを許可されていないため、NAIC は、消費者保護が州法の優先権の侵害によって妥協されないように、協定の徹底的な見直しを調整しており、我々は議会に対して、同じことをすることを奨励している。最大の懸念は、米国企業に対する外国の規制を強制するバックドア（内密の方法）としてこの合意を使用する可能性があることである。」と語った。

カバード・アグリーメントは、ドッド・フランク法によって定義された特定のタイプの国際合意であり、米国財務省の連邦保険局（FIO）と米国通商代表（USTR）が外国当局と共同で交渉する。NAIC は、協定が、法律上の対象となる契約の臨界値を満たしているかどうか、米国の消費者及び企業にどのように潜在的な影響を与える可能性があるのかを判断する上において、メンバーを支援する。

| Copyright ©2017 NLI Research Institute All rights reserved

5―保険業界等の反応

1｜Insurance Europe

欧州の保険業界団体である Insurance Europe は、2017 年 1 月 16 日に、以下のプレス・リリースを行い、「(再) 保険に関する EU と米国の二国間協定の成功した結論は歓迎される。」と述べている。

> (再) 保険に関する EU と米国の二国間協定の成功した結論は歓迎される
>
> 欧州と米国の間の (再) 保険に関する二国間協定が成功裏に終わった後、Insurance Europe の健全性規制と国際問題の責任者である Cristina Mihai は次のように述べている。
>
> 「Insurance Europe は、最近の EU と米国の間の (再) 保険に関する二国間協定の締結を歓迎し、EU 再保険会社が米国に事業を置く際に受ける差別的担保要件の除去を予見する規定を支持する。Insurance Europe は、EU-米国の規制対話と欧州委員会が率いる (再) 保険に関する二国間協定の交渉を非常に支持しており、最近の結論は EU と米国の関係の強さを示していると考えている。」
>
> 「同合意は、消費者と経済の両方の利益のために、(再) 保険の二国間取引を支援する、お互いの管轄区域で事業を行っている、EU と米国の再保険会社の両方に同じ要件を適用することを目的としている。今後、Insurance Europe は、成功した成果を確実にするために、関係当局による本合意のスピリットと規定の迅速な適用を見ることを希望している。」

2｜ACLI (American Council of Life Insurers：米国生命保険協会)

ACLI は、AIA (米国保険協会)及び RAA (米国再保険協会)と共同で、以下の声明を公表して、「カバード・アグリーメント交渉の結論を歓迎する。」と述べるとともに、「詳細をレビューする」としている。

> **業界は、カバード・アグリーメント交渉の結論を歓迎する**
>
> ワシントン DC (2017 年 1 月 13 日)
>
> 以下の声明は、米国と欧州連合 (EU) 間のカバード・アグリーメント交渉の結論に対応して、米国生命保険協会 (ACLI)、米国保険協会 (AIA) 及び米国再保険協会 (RAA) を代表して発行された。
>
> 「米国と EU 間のカバード・アグリーメント交渉の成功した結論を歓迎する。この合意は、1 月 13 日に締結され、両国の管轄地域で事業を行っている会社の重大な保険及び再保険規制問題の解決を目指している。我々は、カバード・アグリーメント・プロセスを長い間サポートしており、詳細をレビューすることを楽しみにしている。」
>
> 「この重要なイニシアティブを進める交渉に携わってきた米国と EU の当事者に感謝する。また、米国の保険契約者に対する貴重な貢献と継続的なコミットメントについて、州規制当局を称賛している。」

| Copyright ©2017 NLI Research Institute All rights reserved

３｜AIA（American Insurance Association：米国保険協会）

AIA は、さらに独自に、以下の声明をリリースして、「カバード・アグリーメントは、大西洋の両側の保険会社に利益をもたらすとして歓迎する。」としている。

AIA は、 カバード・アグリーメントは、大西洋の両側の保険会社に利益をもたらすとして歓迎する。

ワシントン DC、2017 年 1 月 13 日

米国保険協会は、米国と欧州委員会の間の保険及び再保険の健全性措置に関するカバード・アグリーメントの成立を歓迎した。 この合意により、欧州連合（EU）と米国（米国）における健全性監督の相互承認が確立され､欧州で活動する米国のグループに対する増大する障壁を取り除くことになる。

交渉で米国を代表している財務省の連邦保険局（FIO）と米国貿易代表部（USTR）は、4 つの議会委員会（下院金融サービス、下院歳入、上院銀行、上院金融）に対して、 全ての委員会が開催されている日に、カバード・アグリーメントに対する法的権限に基づいて、このアグリーメントを提出して協議にかける。このアグリーメントは、その日付から 90 日後に有効になる。 欧州連合（EU）は、完了したカバード・アグリーメントに関連する独自の内部プロセスを有する。

AIA の社長兼最高経営責任者（CEO）である Leigh Ann Pusey の声明は、次のとおり

「今日のカバード・アグリーメントは、EU で競争している米国の保険会社と再保険会社の勝利であり、米国の州ベースの規制制度に対する勝利である。最近数ヶ月で、欧州で事業を展開している米国の保険グループは、ソルベンシーII の実施によりますます差別的な健全性措置の対象となっている。本日の合意により、EU の監督当局は、米国の保険規制の枠組みを認知し、肯定し、米国の保険会社と再保険会社が、ソルベンシーII の下で課される費用のかかる二重の規制なしに、市場で競争することを認めている。 引き換えに、EU の保険会社及び再保険会社は、公正な互恵的な取扱いを受け、米国市場で競争することができる。

AIA は、このゴールに至る上での両代表団の苦労を高く評価し、合意をさらに詳細に検討することを楽しみにしている。 USTR、FIO、特に、米国保険監督制度を確認し、その中で事業を行っている保険会社に明快さを提供するバランスの取れた解決を達成するために、彼らと一緒に働いてきた米国の州規制当局の役割に感謝の意を示したい。我々は、大西洋の両側の保険会社と再保険会社に利益をもたらす、この合意を実施するために関係する全ての関係者と協力することを楽しみにしている。」

6―まとめ

以上、EU と米国の間の再保険規制等を巡るカバード･アグリーメントの締結に関する概要及びそれに対する関係者の反応について報告してきた。

新たなトランプ政権が始まるわずか 1 週間前に締結されたこの合意は、結果的には、オバマ大統領の下で追い込みがかけられた米国財務省による行為の1つという位置付けになっている。実際の詳細な運営等については、今後の交渉等によるところもあるのかもしれないが、取りあえずは大きな方向性として、懸念になっていた EU と米国の再保険規制の調整が図られた形になっている。これにより、「EU と米国の（再）保険会社の

| Copyright ©2017 NLI Research Institute All rights reserved

活躍の機会が拡大していく」ことが期待されることになるが、一方で、米国の州規制当局が懸念しているように、真の意味で「(再)保険会社の健全性が維持されて、EU と米国の双方における保険加入者の保護が維持・強化されていく」ということが本当に達成されていくのか、ということは、今後の EU と米国の監督当局による監視体制に依存していくことにもなる。

今後は、議会等での議論が行われていくことになる。NAIC は「消費者保護が州法の優先権の侵害によって妥協されないように、協定の徹底的な見直しを調整しており、我々は議会に対して、同じことをすることを奨励している。」と述べている。さらには、歓迎の意を示している業界団体等も、詳細をチェックすることを表明している。

こうした動きを受けて、今後、EU と米国の間の再保険規制等を巡るカバード・アグリーメントの詳細や実際の適用がどのような形で進展していくことになるのかについては、引き続き注視していくこととしたい。

以　上

| Copyright ©2017 NLI Research Institute All rights reserved